

広島地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 更正処分取消請求事件
国側当事者・国(広島西税務署長)
平成23年7月20日棄却・控訴

判 決

原告	甲
同訴訟代理人弁護士	我妻 正規
同	風呂橋 誠
同訴訟復代理人弁護士	清水 正之
被告	国
同代表者法務大臣	江田 五月
処分行政庁	広島西税務署長 佐藤 晃一
被告指定代理人	大原 高夫
同	森本 浩志
同	高木 幸典
同	木村 宏
同	赤代 道郎

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

処分行政庁が、平成19年12月21日付けでした原告の平成17年分所得税の更正処分(ただし、平成20年3月14日付けでなされた減額再更正後のもの)のうち、総所得金額1113万4170円、納付すべき税額17万7700円を超える部分を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、原告が、処分行政庁による原告の平成17年分所得税の更正処分(ただし減額再更正後のもの)について、別件各更正処分取消訴訟の一部勝訴判決を経て取得した過納金に付せられた還付加算金につき、上記別件各更正処分取消訴訟に要した弁護士費用その他の費用を、必要経費として算入せずに行われている点で違法があるとして、その取消を求めた事案である。

1 前提事実

(1) 関連する法令の定め

ア 所得税法

(ア) 37条1項

「その年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は雑所得の金額(事業所得の金額及

び雑所得の金額のうち山林の伐採又は譲渡に係るもの並びに雑所得の金額のうち第35条第3項（公的年金等の定義）に規定する公的年金等に係るものを除く。）の計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、これらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該収入金額を得るため直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用（償却費以外の費用でその年において債務の確定しないものを除く。）の額とする。」

(イ) 45条1項

「居住者が支出し又は納付する次に掲げるものの額は、その者の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上、必要経費に算入しない。

- 一 家事上の経費及びこれに関連する経費で政令で定めるもの

以下略」

イ 所得税法施行令96条1項

「(所得税)法第45条第1項第1号（必要経費とされない家事関連費）に規定する政令で定める経費は、次に掲げる経費以外の経費とする。

- 一 家事上の経費に関連する経費の主たる部分が不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分することができる場合における当該部分に相当する経費

以下略」

ウ 国税通則法

(ア) 56条1項

「国税局長、税務署長又は税関長は、還付金又は国税に係る過誤納金（以下「還付金等」という。）があるときは、遅滞なく、金銭で還付しなければならない。」

(イ) 58条1項

「国税局長、税務署長又は税関長は、還付金等を還付し、又は充当する場合には、次の各号に掲げる還付金等の区分に従い当該各号に定める日の翌日からその還付のための支払決定の日又はその充当の日（同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間（他の国税に関する法律に別段の定めがある場合には、その定める期間）の日数に応じ、その金額に年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額（以下「還付加算金」という。）をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

- 一 還付金及び次に掲げる過納金 当該還付金又は過納金に係る国税の納付があつた日（その日が当該国税の法定納期限前である場合には、当該法定納期限）

イ 更正若しくは第二十五条（決定）の規定による決定又は賦課決定（以下「更正決定等」という。）により納付すべき税額が確定した国税（当該国税に係る延滞税及び利子税を含む。）に係る過納金（次号に掲げるものを除く。）

以下略」

(2) 以下の事実のうち、証拠等の掲記のない事実は当事者間に争いがない。

ア 原告は、広島市内で司法書士事務所を営む個人事業者であり、税務調査当時、青色申告者であった（弁論の全趣旨）。

イ 原告は、平成9年10月13日、広島西税務署長が平成9年3月12日付でした平成5年

分から平成7年分までの所得税の各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分（以下「別件各更正処分等」という。）の取消及び損害賠償を求めて、広島地方裁判所に訴えを提起し、後に不当利得返還請求も追加する訴えの変更をした（乙10ないし12）。

広島地方裁判所は、平成13年10月11日、上記の訴えにつき、請求を棄却する旨の判決を言い渡した。

原告は、平成13年10月17日、上記広島地方裁判所の判決を不服として、広島高等裁判所に控訴したところ、広島高等裁判所は、平成16年1月22日、別件各更正処分等をいずれも取り消す旨の判決を言い渡した。

処分行政庁（広島西税務署長）は、平成16年2月5日、上記控訴審判決を不服として、最高裁判所に、上告受理の申立及び上告をしたところ、最高裁判所は、同年7月26日、上告受理の申立てについては、上告審として受理しない旨決定し、上告については、同年11月26日、上記控訴審判決の一部を破棄し、広島高等裁判所に差し戻した。

広島高等裁判所（差戻控訴審）は、平成17年5月27日、別件各更正処分等の一部を取り消し、その余の請求を棄却する旨の判決を言い渡し、同判決は確定した（以下、これら一連の裁判を「前件訴訟」という。）。

ウ 原告は、前件訴訟による別件各更正処分等の取消しにより、別紙1の「過納金」及び「還付加算金」欄各記載のとおり、過納金合計3581万0800円及び還付加算金合計1436万7300円の返還を受けた（以下、それぞれ「本件過納金」、「本件還付加算金」という。）。

原告は、平成18年3月15日、別紙2の「A 原告申告額」欄記載のとおり、平成17年分の確定申告を行った（甲10）。

原告は、平成19年2月26日、雑所得の計算上、別件各更正処分等にかかる所得税等の納付に充当するための借入金から生じた支払利息及び前件訴訟について生じた訴訟費用その他前件訴訟に関連する費用（以下「前件訴訟費用等」という。）等の合計額1580万0123円は、本件還付加算金を得るために要した必要経費（所得税法37条1項。以下、単に「必要経費」という場合は、特に断らない限り、所得税法37条1項の「必要経費」をいうものとする。）として算入すべきであるとして、処分行政庁に対し、別紙2の「B 更正の請求額」欄のとおり、更正の請求を行った（甲11の1ないし3）。

処分行政庁は、原告主張の支払利息等については認容し、平成19年12月21日付けで、別紙2の「C 第一次更正処分額」欄記載のとおり、更正処分（以下「本件更正処分」という。）をした（甲12）。

原告は、平成20年2月4日、本件更正処分を不服として、国税不服審判所長に、審査請求を行った。

処分行政庁は、平成20年3月14日付けで、原告の平成17年分の所得税について、支払利息等の金額に誤りがあったため、別紙2の「D 再更正処分額」欄記載のとおり、再更正処分をした（甲14）。

国税不服審判所長は、平成20年12月9日付けで、原告の上記審査請求を棄却する旨の裁決をした。

- 2 争点及び当事者の主張
本件更正処分の適法性
(被告の主張)

(1) 前件訴訟費用等は必要経費とはいえない。

ア 本件還付加算金は、前件訴訟による別件各更正処分等の一部取消しを受け、原告に還付されることとなった本件過納金に付されたものであり、業務により生じたものではないから、「その年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用」(所得税法37条1項)にはあたらない。

イ 「所得の総収入金額に係る売上原価その他当該収入金額を得るため直接に要した費用の額」(所得税法37条1項)とは、「直接に要した」と規定していることからいって、必要経費と認められるためには、必要経費と主張される費用と所得との間に何らかの関連性があればよいというものではなく、直接的な関連性が認められなければならない。

前件訴訟費用等には、以下のとおり、本件還付加算金を得るための直接的な関連性は認められない。

(ア) 還付加算金は、国税通則法58条が、各種還付金と過誤納金を区別することなく、一様に加算金を付することとしていること等からすれば、その性質は、一種の利息(乙3、乙13)であって、その計算方法は、過納金にかかる国税の納付があった日の翌日から還付のための支払決定等の日までの期間の日数に応じ、その金額に年7.3%の割合を乗じることとされる。

そうすると、本件還付加算金は、前件訴訟の判決の直接的な効果として発生したものであるのではない本件過納金の利子にすぎず、かつ原告が支出した前件訴訟費用等は、本件還付加算金の発生と計算に何ら影響を及ぼしていないことは明らかであるから、本件還付加算金と前件訴訟費用等との間に直接的な対応関係はない。

(イ) 本件還付加算金発生的前提となる本件過納金は、原告が別件各更正処分等により生じた所得税及び過少申告加算税並びに延滞税を全額納付していたという事実を前提に、前件訴訟による取消判決によって、別件各更正処分等の一部が当初からなかったのと同じ状態になったことのいわば反射的效果として生じたにすぎない。

(ウ) 前件訴訟は、別件各更正処分等の取消し及び損害賠償請求等を求めて提訴されたものであり、本件過納金を得ることを直接の目的としたものではないし、ましてその利息である本件還付加算金を得ることを直接的な目的として提起されたものではない。

ウ 所得税法45条1項2号は、雑所得の金額の計算上、必要経費に算入しないものとして、所得税を挙げている。

そうすると、そもそも必要経費として算入されない所得税につき、それに関する紛争のために支出した費用は、当然収入との直接的な関連性はなく、必要経費には算入されないものというべきである。

そして、前件訴訟費用等は、別件各更正処分等により生じた所得税額の多寡を争うこと等を目的として、支払われた弁護士報酬等の費用であるから、必要経費に該当しないことは明らかである。

(2) 仮に、前件訴訟費用等が必要経費にあたるとしても、原告が主張する前件訴訟費用等のうち、以下のものについては、支出の事実が認められない。

ア 通常作成されるはずの領収書や請求書等がないもの

(ア) 旅費交通費

平成13年2月15日付け 3万円

(イ) 弁護団報酬

- ① 平成14年2月26日付け 10万円
- ② 同年4月22日付け 10万円
- ③ 同年7月18日付け 10万円
- ④ 平成15年7月17日付け 10万円
- ⑤ 同年9月26日付け 10万円

(ウ) 鑑定等費用

- ① 平成14年10月16日付け 30万円
- ② 平成15年9月26日付け 10万円
- ③ 平成17年7月15日付け 20万円

イ 重複計上されているもの

平成14年1月23日の宿泊費2万5500円（別紙3の「事務通信謄写調査費の内訳」「2002年（平成14年）」1段目と同「旅費交通費の内訳」2段目に重複計上）

ウ 主張する金額と証拠から認められる金額に齟齬があるもの

(ア) 平成9年12月5日付け切手代2300円

証拠（甲28）によれば、支払金額は3710円であり、枠外の「甲 1410」「（引用者注：空欄）の件 2300」との記載から、原告に係する切手代は1410円と考えられる。

(イ) 平成10年3月25日付け切手代2880円

証拠（甲29）によれば、支払金額は2880円であり、枠外の「2430円 甲の件」との記載から、原告に係する切手代は2430円と考えられる。

(3) また、原告が主張する前件訴訟費用等には、前件訴訟と関連しないものが含まれている。

ア 前件訴訟には、別件各更正処分等の取消訴訟以外に、損害賠償訴訟及び不当利得返還請求訴訟にかかる費用が含まれており、また原告は別件各更正処分等の取消訴訟についても全て勝訴したものではないし、さらに原告の前件訴訟における勝訴部分の費用についても、勝訴部分に関係がある部分はその一部であるというべきである。

個別に指摘すると以下のとおりであるが、このことは、下記以外の前件訴訟費用等である事務通信謄写調査費、旅費交通費、弁護団報酬及び鑑定費用についても妥当する。

(ア) 平成9年10月9日付け訴訟印紙代12万7600円は、原告が前件各更正処分等の取消請求及び損害賠償の訴えを提起したことに伴い納付した申立手数料であるところ、同手数料を計算する基礎となった訴訟物の価額2748万1180円には、損害賠償請求にかかる450万円が含まれている。

(イ) 平成10年9月4日付け追加収入印紙代4万6000円は、原告が前件訴訟の第一審において、不当利得返還請求を予備的に追加する請求の変更をしたことに伴い納付した申立手数料である。

(ウ) 平成13年10月17日付け控訴印紙代19万1400円は、原告が前件訴訟において、別件各更正処分等の取消請求のみならず、損害賠償請求及び不当利得返還請求についても控訴を提起したことに伴い納付した申立手数料である。

(エ) 平成10年8月10日付け切手代1410円は、前件訴訟のうち、不当利得返還請求にかかる訴え変更申立書の送付のための切手代である。

(オ) 平成13年11月14日、同年12月19日、同14年2月26日及び同年4月19日付けA法律事務所への着手金合計200万円は前件訴訟にかかる着手金であるところ、そのうち損害賠償請求訴訟及び不当利得返還請求訴訟にかかる着手金は、必要経費に該当しないというべきである。

イ 以下の支出は、前件訴訟との関連性が不明であり、必要経費と認められない。

(ア) 平成13年2月9日付けB会議費用4万7610円については、誰とどのような内容の会議を行ったのか不明であり、そもそも前件訴訟の遂行に関係があるのかさえ不明である。また、なぜ多額の飲食費用を支払ってまで、同飲食店で会議を行う必要があったのかも不明である。

(イ) 平成14年1月18日付け乙教授へのカキ(牡蠣)代6195円については、前件訴訟の遂行に関係があるとは認められない。

(ウ) 平成17年7月15日付けB会議費用振込18万5340円についても、前記(ア)と同様であり、さらに、同支出は、平成17年5月27日に言い渡された前件訴訟の差戻控訴審の判決が確定した後に支出されたものであるという点からしても、前件訴訟の遂行に関係があるとはいえない。

(4) 仮に、前件訴訟費用等の一部につき、前件訴訟との関連性があり、それが本件還付加算金を得るための必要経費に該当しうるとしても、前件訴訟費用等は、必要経費に算入することのできない家事関連費にあたり、所得税法45条1項1号、所得税法施行令96条1項1号により、必要経費として算入できない。

前件訴訟費用等のうち、損害賠償請求訴訟及び不当利得返還請求訴訟にかかる費用、別件各更正処分等の取消訴訟のうち原告敗訴部分にかかる費用や、原告勝訴部分にかかる費用のうち勝訴部分に関係のある一部を除く部分の費用については、そもそも本件過納金や本件還付加算金とは全く関係のないものであるから、必要経費から除かれるべきものであることは前述のとおりである。

このように前件訴訟費用等のうち必要経費から除かれる費用は、「家事上の経費」(所得税法45条1項1号)、いわゆる家事費であるから、前件訴訟費用等のうち一部が必要経費にあたるという解釈を前提とすると、前件訴訟費用等は、必要経費と家事費が混在する「これに関連する経費」(同号)、いわゆる家事関連費となり、所得税法施行令96条1項1号により、その主たる部分が必要経費であり、かつ、必要経費の部分を明らかに区分することができる場合における当該部分に相当する経費以外の経費は、必要経費に算入しないこととされる。

そして、前件訴訟費用等については、必要経費から除外されるべき部分とそうでない部分について明らかに区分することができないだけでなく、主たる部分がいずれかも明らかにすることができないから、必要経費に算入することはできない。

(原告の主張)

(1) 前件訴訟費用等は必要経費にあたる。

処分行政庁が、雑所得の計算上、原告が必要経費と主張する前件訴訟費用等の一部を必要経費に算入せずに、本件更正処分をしたことは、以下のとおり、所得税法37条1項の解釈適用を誤ったものである。

ア 還付加算金は、独自に何らかの手続で請求できるものではなく、更正処分等が取り消された結果、当該更正処分にしたがって納税された金員が過納金となり、それを還付しなければ

ならない場合に、法律上当然に還付金に付加されるものであり、不当利得に対する損害賠償金的性格を有する。

そして、過納金は、基礎になっている行政処分が取り消され、公定力が排除されない限り、納税者は、不当利得として、その還付を求めることができないのであるから、更正処分取消訴訟は、過納金の還付を求めるための唯一の手段である。

このように、還付加算金は過納金と一体のものであり、これを得るためには、更正処分の取消訴訟を提起し、それに勝訴するしかない以上、前件訴訟費用等は、本件還付加算金を得るために直接要した費用として必要経費に算入できるものである。

- イ 納税者が取得した経済的価値のうち、原資の維持に必要な部分は、所得を構成しないとする所得概念に基づいて所得税法に必要経費が規定されているところ、前件訴訟費用等が、投下資本に該当することは明らかであり、原資の維持に必要な部分として、所得を構成しないから、本件還付加算金を得るために直接要した費用として必要経費に算入できるものである。
- (2) そして、原告は、前件訴訟費用等として、別紙3（ただし、事務通信謄写調査費の内訳の平成13年の項の日付・平成13年2月15日、摘要・B会議費用、金額・4万7610とある欄の日付は平成13年2月9日と、平成15年の項の日付・平成15年9月19日、摘要・交通費（丙先生交通費 丁誤って事務費へ入れる）、金額・2万3400とある欄の金額は5万0940円とそれぞれ訂正する。）記載の費用を支出した。
- (3) 前件訴訟費用等は、前件訴訟のための費用である。
- ア 平成13年11月14日、同年12月19日、同14年2月26日及び同年4月19日付けA法律事務所への着手金合計200万円について、原告は、違法な更正処分により、多額の税金を支払わなければならなかったことから200万円以上の着手金を支払うことができなかつたため、損害賠償請求や不当利得返還請求訴訟の着手金までは考慮していない。
- また、前件訴訟で原告が受ける経済的利益は、更正処分により多額に納付させられた3581万8000円であり、旧D弁護士会報酬基準（甲159）によれば、その着手金の標準額は174万円であり、事件の難易等により、増減許容額として121万8000円から226万2000円の増減が認められること、本件では控訴審、上告審、差戻控訴審も含めての着手金であったことからして、前件訴訟費用等の200万円の着手金は、極めて低額であり、損害賠償訴訟や不当利得返還請求訴訟の着手金等が含まれていないことは明らかである。
- イ 被告が、必要経費と認められないと主張する以下の支出については、以下のとおり、前件訴訟に関連する費用といえるから必要経費である。
- (ア) 平成13年2月9日付けB会議費用4万7610円については、前件訴訟の今後の見通しや意見書の内容等について意見を交換した際の飲食費用であり、それが社会通念に照らし、客観的に見て、前件取消訴訟で一部勝訴して、本件還付加算金を得ることにつながっているから必要経費といえる。
- (イ) 平成14年1月18日付け乙教授へのカキ（牡蠣）代6195円については、乙教授は、前件訴訟の控訴審において鑑定意見書を作成しており、控訴審、上告審、差戻控訴審の全般にわたって有益なアドバイスをしてきていた。したがって、前件訴訟の遂行にあたり、今後も有益なアドバイスを得るために歳暮として牡蠣を送ったのであり、それが社会通念に照らして、客観的に見て、前件取消訴訟で一部勝訴して、本件還付加算金を得ることにつながっているから必要経費といえる。

(ウ) 平成17年7月15日付けB会議費用振込18万5340円については、前件訴訟での判決後、広島弁護士3名と税理士2名等関係者の謝礼の宴を催したものであるから、必要経費に算入されるべきである。

(4) 被告は、前件訴訟費用等には、損害賠償請求訴訟、不当利得返還請求訴訟等にかかる部分が含まれており、その主たる部分が明らかでなく、所得税法45条1項1号、同法施行令96条1項1号により、必要経費に算入できない等と主張する。

しかしながら、前件訴訟費用等のうち、印紙代については、訴額に応じて、別件各更正処分の取消訴訟と他の訴訟の印紙代を区分することができるし、その他の費用は、損害賠償請求訴訟は別件各更正処分の取消訴訟に対して、従たる訴訟で、不当利得返還請求訴訟は予備的請求であること等からして、全て別件各更正処分の取消訴訟のために要した費用であり、委託料に関する部分に費やされた費用であるから、原告が敗訴した接待交際費に関する部分に費やされた費用ではない。

したがって、これらは必要経費に算入されるべきである。

第3 当裁判所の判断

1 前件訴訟費用等の支出の有無について

掲記の証拠等によれば、以下の事実が認められる。

(1) 原告は、以下の支出をした。

ア 公租公課

平成9年10月9日、前件訴訟の印紙代として、12万7600円（争いのない事実）

同10年9月4日、前件訴訟の訴え変更に伴う追加印紙代として、4万6000円（甲17、19、乙11）

同13年10月17日、前件訴訟の控訴の印紙代として、19万1400円（争いのない事実）

イ 事務通信謄写調査費

(ア) 平成9年分

3月24日、資料コピー代として、4900円（甲17、21の1、2）

同月26日、切手代として、740円（甲17、22）

5月12日、簡易書留速達の代金として、2220円（甲17、23）

8月1日、切手代として、510円（甲17、24）

9月9日、振込手数料として、420円（争いのない事実）

10月13日、訴訟郵券代として、8480円（甲17、26）

同月13日、切手代として、1620円（甲17、27）

12月5日、切手代として、1410円（甲28、弁論の全趣旨）

(イ) 平成10年分

3月25日、切手代として、2430円（甲29、弁論の全趣旨）

5月1日、切手代として、1980円（甲17、30）

8月10日、切手代として、1410円（甲17、31）

同月11日、切手代として、1650円（甲17、32）

同月31日、切手代として、1470円（甲17、33）

(ウ) 平成11年分

2月23日、切手代として、770円（甲17、34）
4月14日、切手代として、1170円（甲17、35）
5月6日、切手代として、1620円（甲17、36）
同月11日、切手代として、360円（甲17、37）
7月9日、登記印紙代として、1000円（甲17、38）
同月12日、コピー代として、8020円（甲17、甲39、弁論の全趣旨）
同月15日、コピー代として、4650円（甲17、40）
8月20日、切手代として、960円（甲17、41）
同月27日、切手代として、1680円（甲17、42）
12月20日、記録謄写料として、1150円（甲17、43）

(エ) 平成12年分

2月4日、記録謄写料として、2600円（甲17、44）
4月7日、記録謄写料として、1800円（甲17、45）
同月28日、切手代として、1280円（甲17、46）
5月25日、コピー代として、2万1210円（甲17、弁論の全趣旨）
6月1日、記録謄写料として、1650円（甲17、47）
同月2日、切手代として、1860円（甲17、48）
同月9日、コピー代として、2650円（甲17、弁論の全趣旨）
同日、切手代として、780円（甲17、49）
7月18日、切手代として、1900円（甲17、50）
8月8日、謄写料として、1250円（甲17、弁論の全趣旨）
同日、記録謄写料として、1750円（甲17、51）
同月9日、切手代として、2070円（甲17、52）
9月7日、記録謄写料として、1550円（甲17、53）
同月8日、郵券代として、2070円（甲54）
11月27日、切手代として、1740円（甲17、55）
12月1日、切手代として、2000円（甲17、56）
同月7日、切手代として、2430円（甲17、57）
同月11日、切手代として、580円（甲17、58）
同月18日、切手代として、690円（甲17、59）

(オ) 平成13年分

2月9日、飲食代金として、4万7610円（甲60）
10月11日、切手代として、1300円（甲17、61）
同日、コピー代として、8890円（甲17、弁論の全趣旨）
同月17日、郵券代として、1万170円（甲17、63）
同月19日、コピー代として、3810円（甲17、弁論の全趣旨）
12月28日、振込手数料として、420円（争いのない事実）

(カ) 平成14年分

1月17日、飲食代として、3500円（甲17、66）
同月18日、牡蠣購入、送付代金として、6195円（甲17、67）

同日、切手代として、780円（甲17、68）
同月22日、切手現金として、600円（甲17、69）
2月20日、コピー代として、6100円（甲17、70）
同月27日、切手代として、80円（甲17、71）
3月4日、コピー代として、1600円（甲17、弁論の全趣旨）
同日、切手代として、600円（甲17、72）
同月6日、切手代として、310円（甲17、73）
同月27日、送付料として、500円（甲17、74）
4月17日、切手代として、322円（甲17、75）
同月22日、切手代として、80円（甲17、76）
6月3日、切手代として、480円（甲17、77）
7月3日、切手代として、80円（甲17、78）
8月2日、切手現金として、200円（甲17、79）
同月23日、切手現金として、760円（甲17、80）
同月27日、切手現金として、141円（甲17、81）
9月10日、切手現金として、510円（甲17、82）
同月18日、切手現金として、1080円（甲17、83）
同月27日、記録謄写料として、4000円（甲17、84）
10月2日、切手現金として、2700円（甲17、85）
同月7日、切手現金として、580円（甲17、86）
12月24日、郵便料金として、1070円（甲17、87）

(キ) 平成15年

1月15日、C調査料として、5万400円（甲17、88）
同月16日、切手代として、90円（甲17、89）
同月20日、切手代として、380円（甲17、90）
同月24日、C調査料として、5250円（甲17、91の1、2）
同日、振込手数料として、105円（甲17、91の2）
2月6日、C調査料として、6300円（甲17、92の1、2）
同月14日、資料コピー代として、2700円（甲17、93）
同日、切手代として、130円（甲17、94）
3月4日、登記印紙代として、2000円（甲17、95）
同日、切手代として、160円（甲17、95）
同月6日、切手代として、1160円（甲17、96）
同月18日、記録謄写料として、100円（甲17、97）
4月8日、C調査料として、5250円（甲17、98の1、2）
同日、振込手数料として、105円（甲17、98の2）
5月9日、切手代として、180円（甲17、99）
同月13日、登記印紙代として、1100円（甲17、100）
同月29日、C調査料として、5460円（甲17、101の1、2）
同日、振込手数料として、105円（甲17、101の2）

同日、C調査料として、4200円（甲17、102の1、2）
同日、振込手数料として、105円（甲17、102の2）
同日、C調査料として、5460円（甲17、103の1、2）
同日、振込手数料として、105円（甲17、103の2）
同日、C調査料として、7350円（甲17、104の1、2）
同日、振込手数料として、105円（甲17、104の2）
6月3日、C調査料として、5250円（甲17、105の1、2）
同日、振込手数料として、105円（甲105の2）
同月5日、C調査料として、1050円（甲17、106の1、2）
同日、振込手数料として、105円（甲106の2）
7月15日、切手代として、80円（甲17、107）
同月18日、切手代として、80円（甲17、108）
8月5日、記録謄写料として、50円（甲17、109）
同月7日、切手代として、320円（甲17、110）
9月1日、切手代として、320円（甲17、111）
同月17日、切手代として、350円（甲17、112）
10月3日、切手代として、160円（甲17、114）
同月14日、切手代として、1000円（甲17、115）
同月28日、切手代として、90円（甲17、116）
12月18日、切手代として、80円（甲17、117）

(ク) 平成16年分

1月22日、郵便料金として、500円（甲17、118）
同日、郵便料金として、1000円（甲17、119）
5月11日、切手代として、160円（甲17、121）
7月6日、切手代として、350円（甲17、123）
同月8日、郵券代として、1450円（甲17、124）
同日、切手代として、80円（甲17、124）
同月12日、切手代として、200円（甲17、125）
同月13日、切手代として、100円（甲17、122）
8月6日、切手代として、80円（甲17、126）
同月10日、切手代として、80円（甲17、127）
9月27日、郵便料金として、500円（甲17、129）
同月29日、切手代として、90円（甲17、128）
11月29日、郵便料金として、1500円（甲17、130）

(ケ) 平成17年分

6月24日、振込手数料として、210円（争いのない事実）
7月15日、飲食代金として、18万5340円（甲132）

ウ 旅費交通費

平成13年2月15日、交通費として、3万円（甲133、160）
同14年1月23日、宿泊費として、2万5500円（甲17、65）

同年3月27日、宿泊費として、1万6000円（甲17、134）
同日、交通費として、5万940円（甲17、135）
同年6月24日、宿泊費として、1万6000円（甲17、136）
同年7月23日、交通費として、5万490円（甲17、137）
同年12月24日、宿泊代として、1万3650円（甲17、138）
同日、交通費として、5万940円（甲17、139）
同15年6月30日、交通費として、2万2310円（甲17、140）
同年9月19日、交通費として、5万940円（甲17、113の1、2）
同年10月1日、宿泊費として、2万4105円（甲17、141）
同16年7月8日、交通費として、4万8120円（甲17、142）

エ 弁護団報酬

平成13年11月14日、A法律事務所へ着手金として、50万円（争いのない事実）
同年12月19日、A法律事務所へ着手金として、50万円（争いのない事実）
同14年2月26日、A法律事務所へ着手金として、50万円（争いのない事実）
同日、出張費として、10万円（甲146、160）
同年4月19日、A法律事務所へ着手金として、50万円（争いのない事実）
同月22日、出張費として、10万円（甲148、160）
同年7月18日、出張費として、10万円（甲149、160）
同15年7月17日、出張費として、10万円（甲150、160）
同年9月26日、出張費として、10万円（甲151、160）
同16年8月3日、出張費として、10万円（甲152）
同17年6月24日、A法律事務所へ報酬として、735万円（争いのない事実）

オ 鑑定費用

平成13年2月7日、鑑定謝礼として、20万円（甲154）
同14年10月16日、鑑定謝礼として、30万円（甲155、160）
同15年9月26日、出張費として、10万円（甲156、160）
同17年7月15日、出張費として、20万円（甲157、160）

(2) 原告は、平成13年10月18日、郵券4900円の還付を受けた（甲62）。

原告は、平成16年1月22日、郵券8090円の還付を受けた（甲120）。

2 前件訴訟費用等は必要経費にあたるか否かの点について

- (1) 本件還付加算金は、雑所得にあたるどころ、雑所得の計算における必要経費（所得税法37条1項）といえるためには、「所得の総収入金額に係る売上原価その他当該収入金額を得るため直接に要した費用」（前段）と、「その年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用」（後段）のいずれかに該当する必要がある。
- (2) 還付加算金は、還付金等を還付する場合に、その保有期間に応じて当然に発生するものであり、業務によって生じたものではないから、原告が主張する前件訴訟費用等が、「その年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用」にあたる余地はない。
- (3) そこで、原告が主張する前件訴訟費用等が、本件還付加算金との関係で、「所得の総収入金額に係る売上原価その他当該収入金額を得るため直接に要した費用」にあたるかを検討する。

ここで「直接要した費用」とは、その文言及び同条項が、収入と個別に対応する費用（前段）と収入の年に対応する費用（後段）で構成されていることからすれば、当該所得との関係で個別に対応した費用を指すものと解すべきことは明らかである。

しかし、還付加算金は、過納金の還付に当たり、租税を滞納した場合に延滞税等が課されることとの均衡から、過納金の納付の翌日から還付の日までの期間に応じて当然に支払われる一種の利子と解するのが相当である。したがって、本件還付加算金も、前件訴訟によって得られたものではなく、本件還付加算金の取得に前件訴訟費用等を要したとの対応関係は認められない。

また、本件還付加算金発生的前提となる本件過納金も、前件訴訟によって当然に得られたものではない。すなわち、前件訴訟の効果は、別件各更正処分等が取り消され、取り消された処分が当初からなかったのと同じ状態になるところにあるのであって、当該処分に基づく納付金があった場合に、これが還付されるのは、前件訴訟の反射的效果にすぎない。

このように、前件訴訟によって本件過納金が生じたとはいえず、本件還付加算金が生じたともいえない以上、原告の主張する前件訴訟費用等は、本件還付加算金を得るため直接に要した費用に当たらない。

これに対し、原告は、更正処分取消訴訟を提起し、処分の公定力を排除しなければ、過納金の返還を受けることはできなかったこと、過納金の返還を受けるためには、前件訴訟費用等が必要であったこと、還付加算金は過納金の損害賠償金であるから、過納金と一体となるものであること、したがって、結局、還付加算金の取得のためには、前件訴訟費用等が必要であり、前件訴訟費用等は、本件還付加算金を得るため必要経費にあたると主張する。

しかしながら、還付加算金は、課税処分の誤りの理由を区別することなく、還付金等に一律に付せられることからすれば、その性質は利子と解するほかはないし、還付加算金の取得が、前件訴訟費用との間に個別に対応するとまではいえないことは、前記のとおりである。所得税法は、そのような個別に対応するとまではいえない費用については、事業との関連性がある場合を除けば、たとえ所得との関連性があっても必要経費とは認めないとする租税政策を採用したものと解される以上、前件訴訟との関連性がある費用というだけでは、所得税法上の必要経費ということとはできない。

したがって、仮に原告が主張するように、前件訴訟費用等全てが、前件訴訟に関連する費用と認められるとしても、前件訴訟に関連する費用は、本件還付加算金の必要経費ということとはできず、その他、前件訴訟費用等が、本件還付加算金と個別に対応した費用とうかがわれる事情もない。したがって、その余の点について判断するまでもなく、前件訴訟費用等は本件還付加算金の必要経費にはあたらない。

(4) 前件訴訟費用等が、本件還付加算金の必要経費にはあたらないということを前提とすると、本件での原告の納税義務は以下のとおりとなる。

ア 事業所得の金額

1113万4170円（甲10）

イ 不動産所得の金額

0円（甲10）

ウ 雑所得の金額

（ア）総収入金額

1436万7300円（甲10）

(イ) 必要経費

支払利息等395万8393円（弁論の全趣旨）

その他の原告主張の前件訴訟費用等が、必要経費にあたらぬことは前記のとおりである。

(ウ) 総収入金額から必要経費を差し引いた雑所得の金額は、1040万8907円となる。

エ 総所得金額

上記ア、イ、ウ(ウ)の各金額の合計額で、2154万3077円となる。

オ 所得控除の額

220万9692円（甲10）

カ 課税総所得金額

上記エの金額から同オの金額を差し引いた額1933万3000円（国税通則法118条1項により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）

キ 課税総所得金額に対する所得税額

上記カの金額に所得税法89条1項（平成18年法律第10号による改正前のもの）及び経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成18年法律第10号による廃止前のもの。以下「負担軽減措置法」という。）4条の各規定を適用して、466万3210円となる。

ク 定率減税額

負担軽減措置法（平成17年法律第21号による改正前のもの）6条2項の規定を適用して算出すると25万円となる（甲10）。

ケ 源泉徴収税額

102万7046円（甲10）

コ 上記キの金額から、同ク及び同ケの各金額の合計額を差し引いた338万6100円（国税通則法119条1項により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）

サ 予定納税額

215万1400円（甲10）

シ 納付すべき税額

上記コの金額から同サの金額を差し引いた123万4700円（国税通則法119条1項により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）。

3 結論

以上からすると、原告の平成17年分の総所得金額は、2154万3077円、納付すべき税額は123万4700円となり、この金額は本件更正処分（ただし、平成20年3月14日付減額再更正後のもの）の納付すべき税額と同額であるから、本件更正処分（ただし、平成20年3月14日付減額再更正後のもの）は適法である。したがって、原告の請求は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

広島地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官 金村 敏彦

裁判官 上田 賀代

裁判官 増子 由一

別紙1及び3 省略

		平成17年分						
		A 原告申告額 (H18. 3. 15) 【甲10】	B 更正の請求額 (H19. 2. 26) 【甲11の1】	C 第一次 更正処分額 (H19. 12. 21) 【甲12】	D 再更正処分額 (H20. 3. 14) 【甲14】	E 裁決額 (H20. 12. 9) 【甲15】	F 被告主張額 (Dと同額)	
事業所得の金額	①	11,134,170	11,134,170	11,134,170	11,134,170	棄却	11,134,170	
不動産所得の金額	②	0	0	0	0		0	
雑所得 必要経費	収入金額	③	14,367,300	14,367,300	14,367,300		14,367,300	14,367,300
	支払利息等	④	2,842,856	3,793,440	3,936,654		3,958,393	3,958,393
	租税公課	⑤	127,600	365,000	0		0	0
	事務費	⑥	70,430	543,178	0		0	0
	旅費交通費	⑦	30,000	348,505	0		0	0
	鑑定書費用	⑧	200,000	800,000	0		0	0
	弁護士報酬	⑨	0	9,950,000	0		0	0
	小計 (④～⑨)	⑩	3,270,886	15,800,123	3,936,654		3,958,393	3,958,393
	雑所得の金額 (③-⑩)	⑪	11,096,414	0	10,430,646		10,408,907	10,408,907
総所得金額(①+②+⑪)	⑫	22,230,584	11,134,170	21,564,816	21,543,077		21,543,077	
所得控除額	⑬	2,209,692	2,209,692	2,209,692	2,209,692		2,209,692	
課税される所得金額 (⑫-⑬、千円未満切捨て)	⑭	20,020,000	8,924,000	19,355,000	19,333,000		19,333,000	
⑭に対する所得税額	⑮	4,917,400	1,454,800	4,671,350	4,663,210		4,663,210	
定率減税額	⑯	250,000	250,000	250,000	250,000		250,000	
源泉徴収税額	⑰	1,027,046	1,027,046	1,027,046	1,027,046		1,027,046	
申告納税額(⑮-⑯-⑰)	⑱	3,640,300	177,700	3,394,300	3,386,100		3,386,100	
予定納税額	⑲	2,151,400	2,151,400	2,151,400	2,151,400		2,151,400	
納付すべき税額(⑱-⑲)	⑳	1,488,900	▲1,973,700	1,242,900	1,234,700		1,234,700	

(注) 1 「納付すべき税額」欄の▲印は、還付金の額に相当する税額である。